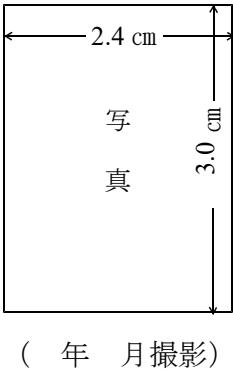


表

	従業者証明書 従業者証明書番号		
	従業者氏名	(年 月 日生)	
	業務に従事する 営業所又は 事務所の名称 及び所在地		
	この者は、住宅宿泊管理業者の従業者であることを証明します。		
	証明書有効期間	年 月 日から	
		年 月 日まで	
	登録番号	国土交通大臣 () 第	号
	商号、名称又は氏名		
	主たる営業所又は事務所の所在地 代表者氏名		

8.547 cm以上 8.572 cm以下

5.392 cm以上 5.403 cm以下

裏

備考
住宅宿泊事業法抜粋 第三十七条 住宅宿泊管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 住宅宿泊管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、住宅宿泊事業者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 業務に従事する営業所又は事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。
- 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 証明書の有効期間は5年以下とすること。